

江戸川区ものづくり人材育成支援事業 Q & A

< 申 請 >

Q 1 申請にはどのような要件がありますか。

A 1 本助成は、中小製造業企業者(注1)を中心として構成される団体(注2)及び中小製造業企業者(注3)がものづくりに係る専門的な知識及び技能の習得、現場管理能力又は経営力の強化に資する研修等に参加させる場合に利用することができます。

(注1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で、日本標準産業分類に定める製造業を主たる事業として営むもの

(注2) 中小企業者 5 社以上を含む団体で、会則等を定めて会費を徴収し、定期的に会合を行い、かつ構成員の 2 分の 1 以上が製造業を主たる事業として区内に事務所、工場その他の事業所を有しているもの

(注3) 区内に本社（個人にあっては住所及び主たる事業所）を有し、引き続き 1 年以上事業を営むもので、前年度の法人住民税及び法人事業税を滞納していないこと。

Q 2 個人事業者でも申請できますか。

A 2 個人事業者でも申請は可能です。本助成の対象事業者の要件は、前述のとおりです。その中で、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者であることとしており、同法同条第 1 項では、次のとおり規定しています。

～中小企業基本法第 2 条第 1 項～

資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であって、製造業（略）に属する事業を主たる事業として営むもの。

Q 3 団体が申請する場合は、代表者は誰になりますか。

A 3 団体の申請は、会長名でお願いします。なお、申請書の担当者欄には、本助成の手続きを行うご担当者の団体における役職と氏名及び連絡先をご記入ください。

Q 4 区内に本社があれば、区外の製造現場に勤務する社員を対象とした事業についても、助成の対象になりますか。

A 4 対象になります。

Q 5 1 団体又は企業が複数の申請をすることはできますか。

A 5 団体・企業の申請回数に制限はありません。ですが、年度内に利用できる助成限度額は団体 20 万円、企業 10 万円までとなります。

Q 6 団体が研修等を外部に委託する場合でも助成の対象になりますか。

A 6 申請団体が主催者として実施する事業であれば、助成の対象になります。ただし、外部機関等の研修に参加する場合には、助成の対象になりません。

< 対象事業・経費 >

Q 7 本助成事業では、どのような経費が助成対象となりますか。

A 7 講師謝礼、会場使用料、受講料、教材費、受験料、その他区長が認める経費が対象となります。

Q 8 助成対象となる事業はどのようなものですか。

A 8 本助成は、区内ものづくり産業の強化及び活性化を図るため、区内中小製造企業等が、時代のものづくり産業を担う人材の育成に資する事業に対し助成しています。

具体的な例としては、東京都立職業能力開発センターの「現場訓練」「オーダーメイド講習」や「技能検定」に係る受験料や資格取得に向けた講習会の参加費、(一社) 日本能率協会の「IoT/AI 人材育成講座」の受講料などが対象となります。

< その他 >

Q 9 実績報告書に添付する領収証等は、コピーでよいですか。

A 9 実績報告書のご提出の際は、契約書・納品書・請求書・領収証の原本とその写しと、併せて、事業の実施状況及びその結果がわかる資料（写真・検定結果通知等）をご提出ください。なお、原本につきましては、確認後返却いたします。

Q 10 助成対象事業が完了しないと助成金は交付されませんか。

A 10 本助成金の交付には、助成対象事業が助成対象期間内（3 月 31 日まで）に完了し、同期間内に実績報告書をご提出いただくことが必要です。なお、完了とは助成対象期間内に助成対象事業が完成（又は終了）しており、請求書及び領収書等の領収されたことがわかる書類が確認できる状態となります。令和 8 年 3 月 31 日までに区での審査、手続きも終了することから、チェックシートにて実績報告書の提出締切を令和 8 年 3 月 13 日（金）としております。締切日を過ぎた場合は、助成金をお支払いできない場合がございます。締切日までに提出を行うようお願いいたします。

また、資格取得に係る経費について、検定等に不合格であったとしても、

助成金は交付します。その場合は、実績報告書に同検定等の結果がわかる資料を添付願います。ただし、検定料を支払った後、受検しなかった場合については、助成の対象になりません。

(令和 7 年 4 月 1 日)